

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

スポーツ市民局（工事）

（スポーツ市民局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

令和7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準等に基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているか等

(2) 積算について

積算基準等に基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているか等

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているか等

(4) 検査について

適正に検査が行われているか等

2 特に注意する着眼点

(1) 工事の各段階で適切な履行を確認しているか

(2) 安全や事故防止に配慮した設計及び工事監理がされているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和7年9月8日から令和8年3月25日まで

2 実施方法

今回の監査では、スポーツ市民局における令和 6年10月 1日から令和 7年 9月 30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市長監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	51	11	21.6	68,808	58,700	85.3
委託	88	8	9.1	1,536	79	5.1

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2位を四捨五入

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 法定福利費を明示した請負代金内訳書の確認について（その他）

財政局の事務連絡「工事請負契約に係る請負代金内訳書の提出及び法定福利費の確認について」によると、工事請負契約約款により契約締結を行う工事では、受注者は、法定福利費を明示した請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出し、発注者は、法定福利費が基準額以上あるか確認することとされている。

「客引き行為等禁止区域路面シート貼付工事」始め 5件において、法定福利費を明示した内訳書の提出の有無を確認したところ、内訳書の提出がされておらず、法定福利費の確認をしていなかった。

工事請負契約約款により契約締結を行う工事では、法定福利費を明示した内

訳書の提出をさせ、法定福利費の確認をするよう局内に周知されたい。

(地域安全推進課、区政課、スポーツ振興課、スポーツ施設課)

(2) 道路上での作業における許可について（その他）

道路交通法（昭和35年法律第 105号）によると、道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長に申請書を提出し、道路使用許可を受けなければならないとされている。

道路法（昭和27年法律第 180号）によると、道路に足場等の施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者に申請書を提出し、道路占用許可を受けなければならないとしている。同法によると、何人も道路に関し、みだりに損傷及びその他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為を禁止するとされている。また、道路管理者は道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとされているため、道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人に対して、道路の保全を指示している。

「旧中村区役所外壁タイル・モルタル剥落防止ネット工事」では、歩道に高所作業車を乗り入れて設置し、外壁タイル及びモルタルの剥落防止ネットを設置する工事を行っていた。工事関係書類を確認したところ、警察署長の道路使用許可を受けていなかった。本工事の施工内容を道路管理者に確認したところ、継続して道路を使用する場合には当たらず、道路占用許可は必要なかったとのことであった。一方で、高所作業車が乗り入れた歩道は車両通行を前提としていない歩道であり、高所作業車の乗り入れが歩道の構造に支障を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、歩道の構造を把握している道路管理者に確認せず不十分な保全で工事を行っていた。

発注者として、道路において工事又は作業をする場合には、警察署長の道路使用許可や道路管理者の道路占用許可等、関係法令で定められた必要な手続きを理解したうえで進めるとともに、特に歩道で工事を行うときは、一般的に歩道は車両通行を前提としていない構造であることを踏まえ、歩道の構造に支障を及ぼさないよう、道路管理者に指示を受け適切な保全を行って施工するよう

受注者を指導されたい。

(区政課)